

26監 第 13 号
平成26年12月 3 日

南箕輪村長 様
南箕輪村教育委員会 様
南箕輪村議会議長 様

南箕輪村代表監査委員 有 賀 松 雄

南 箕 輪 村 監 査 委 員 山 口 守 夫

平成26年度定期監査結果報告並びに意見書の提出について

地方自治法第199条第4項及び南箕輪村監査委員条例第3条の規定に基づき定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項及び同条第10項の規定によりその結果報告及び意見の提出をします。

I 監査の概要

1 監査の対象

村の財務事務の執行状況及び行政監査に関する基本的事項について、平成 26 年度の上半期（平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日まで）における事務事業の執行状況について監査を実施した。

2 監査の対象とした課等

総務課、議会事務局、選挙管理委員会、監査事務局、財務課、会計係、住民福祉課、子育て支援課、産業課、農業委員会事務局、建設水道課、教育委員会

3 監査の期間

平成 26 年 10 月 31 日・11 月 4 日・6 日・7 日・12 日・17 日・21 日の 7 日間

4 監査の内容

財務監査を主に会計経理、事業の経営管理が適正かつ効率的に実施されているか、特に内部統制・経済性が発揮されているかについて、主として下記事項の監査を実施した。なお、あらかじめ監査資料の提出を求め監査した。書類監査のほか事業現場等（別紙）の現状について、実地調査も併せて実施した。

- ① 計画的に予算執行されているか
- ② 工事の実施事務は適正になされているか
- ③ 契約・検収事務は適正になされているか
- ④ 備品の購入事務は適正になされているか
- ⑤ 各種団体への負担金、補助金の支出事務は適正になされているか
- ⑥ 効率的な事務執行がなされているか。

II 監査の結果

指定した重点項目を主に会計・経理さらには内部統制・経済性、特に

- ① 関係法令に準拠して調整されているか
- ② 財産の管理は適正か
- ③ 財政運営は健全か
- ④ 予算の執行にあっては効率かつ適正に処理されているか

の諸点について検討を行った結果、適正に実施されており、監査した範囲においては、その内容に誤りもないものと認定した。

監査の結果は総体的にみて、各事務事業の執行はそれぞれ適正、かつ効率的に行われており、所期の目的に沿って遂行され概ね良好と認められた。しかし、事業要綱等の理解不足による事務処理の不手際等が見受けられるので、細心の注意を払い事務執行に努められたい。

Ⅲ 監査意見

○総務課

- (1) 「村の日」が制定され、記念事業が行われた。今後も、村民が村に愛着を持ち住み続けていただけるような取り組みに期待する。
- (2) 農業委員会、教育委員会等の非常勤特別職の業務も増大している。報酬について引き上げる必要がないのか検討されたい。

○住民福祉課

- (1) 介護事業や認知症ケアなど福祉関係事業については、先進地に学ぶところが多いので積極的に情報収集に努められたい。
- (2) 医療費増加の状況や介護予防事業への参加状況などは、過去のデータを分析し、医療費の削減や参加者の増加につながる施策の検討をされたい。

○産業課

観光協会については、開発公社との関係や農工商のつなぎ役など、村独自の在り方を検討されたい。

○建設水道課

下水道へのごみの流入が多く、施設の維持管理に影響が懸念される。長寿命化のためにもさらなる啓もう活動に取り組まされたい。

○教育委員会

- (1) 「ノーゲームデー」「ノーテレビデー」などの取り組みを始めたが、子どもたちの居場所づくりを進めないと結局家で遊ぶことになる。図書館での事業はあるようだが、各区の公民館を開放して子どもたちの交流の場にするなどの取り組みができないものか検討されたい。
- (2) 学校体育館の窓ガラスに、飛散防止措置がなされていない。子どもたちの安全確保、さらには避難施設としての機能維持のためにも、早急な対応を望む。

○全体的事項

- (1) 地区計画事業については早い事業実施への努力が認められる。事業実施予定時期を各区にお知らせするなど、さらなる事務改善に努められたい。
- (2) 公共施設の外壁に木材を利用する例が多くなっているが、後々の維持管理に経費が必要となる。内部への木材の活用は進めるべきだが、外部資材については再検討が必要ではないか。